



**重要 - 以下の内容をよくお読みください。**

お客さまとEsriの間で署名されたライセンス契約に取って代わられる場合を除き、Esriは、お客様が本ライセンス契約に記載されるすべての条件を受け入れた場合に限り、お客様にソフトウェア、データ、Web Servicesまたはドキュメントの使用を許可します。本契約の条件をよくお読みください。お客様が下記の"使用許諾契約書に同意する"をクリックし、本契約の条件に同意されたことを表明するまで、ソフトウェア、データまたはドキュメントのダウンロードまたはお客様のコンピュータシステムへのインストールは開始しません。お客様が、本契約の条件に同意されない場合、Esriは、お客様に対してソフトウェア、データ、Web Servicesまたはドキュメントの使用は許可いたしません。お客様が本契約の条件に同意されない場合は、下記の"使用許諾契約書に同意しない"をクリックし、本パッケージをEsriまたはEsri認定ディストリビュータへ返品をお願いいたします。ソフトウェア、データ、Web Servicesおよびドキュメントの後続版に適用される最新の条件については、<http://www.esri.com/legal> を参照してください。

**ライセンス契約書**  
(E204 04/22/2010)

本ライセンス契約は、お客様(「ライセンシー」)とアメリカ合衆国カリフォルニア州レッドランズ市ニューヨーク・ストリート 380、郵便番号 92373-8100 をビジネスの場とするカリフォルニア企業、Environmental Systems Research Institute, Inc.(「Esri」)の間で締結される。

**第1条 - 定義**

**定義** - ここに使用する用語の定義は、下記のとおりである。

- a. 「ベータ版」とは、アルファ版、ベータ版またはプレリリース版のソフトウェア、データ、ドキュメントまたは Web Services をいう。
- b. 「データ」とは、本ライセンス契約の下に許可される、Esri または第三者のデータ ベンダーが提供するデジタル データ セットをいう。この中には、地理データ、ベクトル データ座標、ラスタ、レポート、対応付けられた表形式の属性が含まれるが、それに限定されない。
- c. 「ドキュメント」とは、印刷物およびデジタル資料のすべてをいう。この中には、ヘルプ ファイル、ユーザー リファレンス ドキュメント、研修ドキュメントまたは技術情報および概要が含まれるがそれに限定されない。
- d. 「サンプル」とは、ソフトウェア、データ、ドキュメントまたは Web Services のサンプル・コード、サンプル・アプリケーション、アドオンまたは拡張機能のサンプルをいう。
- e. 「ソフトウェア」とは、Esri の認定ウェブサイトからアクセスまたはダウンロードされる、若しくはメディア配布された、バックアップ、アップデート版、サービスパック、パッチ、ホットフィックスまたはそのマージ版コピーを含む Esri 専有の一切のソフトウェア・テクノロジーをいう。
- f. 「期間限定ライセンス」とは、限定された期間、若しくは登録又は取引ベースで使用するために提供されるライセンスをいう。

- g. 「Web Services」とは、GIS(地理情報システム)機能、タスクまたはデータ サービスを実行し、且つインターネットによりアクセスするソフトウェア サービス、若しくは Esri または第三者のデータをいう。

## 第2条 - 知的所有権、および所有権の留保

ソフトウェア、データ、Web Services、ドキュメントは、使用権が許諾されるもので、販売されるものではない。Esri およびそのライセンサーが、ソフトウェア、データ、Web Services、ドキュメントおよびコピー全てを所有しており、これらは、企業秘密を含む知的所有権、および専有権につき、米国、関係国際法、条約、および協定によって保護されている。ライセンサーは、ソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントを、不正使用、複製、配布または公開から保護するために合理的な手段を講じることに同意する。Esri、およびその第三者ライセンサーは、Web Services の変更、および改良権を含め、本契約で明示的に付与されないすべての権利を留保する。

## 第3条 - ライセンスの許諾

**3.1 ライセンスの許諾** – 本ライセンス契約の条件に従い、Esri は、次のものにつき、個人的、非独占的、且つ譲渡不能なライセンスをライセンサーに許諾する。

- a. (i) 該当するライセンス料を支払った種類およびコピー数のソフトウェア、データ、およびドキュメント、並びに Web Services について、(ii)ライセンサーの社内使用、(iii)付属書 1、並びに Esri、及びその認可代理店が許可してファイリングされているライセンス構成に基づいて、その使用およびアクセスを行う権利。
- b. 本契約において明記された Esri の使用方針条件にライセンサーが従うことを条件に、ライセンサーの社内での使用に対して、ライセンサーに提供された安全な Esri のウェブ サイト リソースへアクセスし使用する権利。Esri またはその代理店が提供するパスワードまたは管理アクセス情報はすべて、Esri の秘密情報として扱うものとする。

**3.2 ベータ版ライセンス** – ライセンサーは、現行のベータ版 テスト プログラムへ参加することができる。

- a. ライセンサーがベータ版テストプログラムへの参加を認められた場合、Esri は、ベータ版へのアクセス権を提供し、ベータ版テストプログラムのガイドライン、および本契約書の条件に従って、提供通り、ベータ版をテストする目的に限り、許可、認証されるテストサイトで当該ベータ版を使用する個人的、非独占的、譲渡不能、且つロイヤルティのかからない期間限定ライセンスをライセンサーに許諾する。本ライセンス許諾は、ライセンサーがプログラムに承認された日またはベータ版を受領した日から、Esri のカスタマーサービスから当該ソフトウェアが市販された日または特定のベータ版用ベータテストプログラムが終了する日までのどちらか早い方の日まで有効である。
- b. ライセンサーは、Esri に対して、ベータ版の性能、使い勝手または有効性、バグ報告、テスト報告、若しくはその他のフィードバック (総じて「フィードバック」という) に関する提案またはコメントを行うことに同意する。
- c. ライセンサーは Esri に提供する如何なるフィードバックをも Esri が自由に使用、開示、複製、ライセンス許諾、配布、およびその他の方法により公表し、行う権利を Esri に付与する。ライセンサーは、ライセンス契約や使用制限の対象となる内容を含んでいることがわかっている、もしくは合理的にわかっているべきフィードバックは提供しないことに合意する。

- d. ベータ版、およびフィードバックには、Esri に独占権のある秘密情報、企業秘密が含まれている。ライセンサーは、商業的に合理的な手段(少なくとも自社の秘密情報として使用されている程度)を使用してベータ版、およびフィードバックの統合性、秘密性、および Esri の独占権を維持することに同意する。ライセンサーはフィードバックやベータ版のテスト結果を如何なる第三者とも共有もしくは公開してはならない。
- e. ベータ版は、市販される前に変更される可能性があり、かつ市販されない可能性もある。ライセンサーは、ベータ版が生産システムにおいて完全な利用には適していないか、完全に使用することが許諾されないことを了解し、ベータ版の使用、およびにその使用に起因する結果に対して一切の責任を負う。

**3.3 評価ライセンス** — Esri は、ライセンサーによる評価のみを目的として、ソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントの期間限定ライセンスを適宜提供することができる。

**3.4 コンサルタントまたは請負業者によるアクセス** — 第 3.1 項により、Esri は、ライセンサーの利益のために限り、ソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントへのアクセス、およびそれらの使用をライセンサーのコンサルタントまたは請負業者に提供する権利をライセンサーに許諾する。ライセンサーは、コンサルタントまたは請負業者に本契約の条件を遵守させる責任を単独で負うものとする。コンサルタントまたは請負業者がライセンサーの利益以外にソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントへアクセスし、またはこれを使用することは禁止する。

**3.5 教育プログラム用ライセンス** — ライセンサーが、Esri または Esri の認定代理店により教育プログラムへの参加を認められている場合、以下の追加条件が適用される。

- a. **教育使用ライセンス** - ライセンサーは、ソフトウェア、データ、Web Services およびドキュメントを、性質上非営利の教育、調査、および学術目的にのみ使用することに同意する。ライセンサーは、事務使用や利益を生み出す活動に、ソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントを使用してはならない。
- b. **事務使用ライセンス** - ライセンサーは、教授・教育とは直接関係のない資産解析、施設管理、人口学的分析、ルーティング、キャンパス安全性、アクセス性分析などの事務活動にソフトウェア、データ、Web Services およびドキュメントを使用してもよい (以下「事務使用」という)。ライセンサーは、利益を生み出す活動に、ソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントを使用してはならない。

**3.6 助成金プログラム用ライセンス** — ライセンサーが、Esri 助成金プログラムへの参加を認められている場合、ライセンサーは Esri 助成金文書で認められ、Esri カスタマーサービスのファイルにあるライセンス設定で許可された種類および数のソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントを Esri 助成金文書に指定された非営利目的のみに使用できる。ライセンサーは、利益を生み出す活動に、ソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントを使用してはならない。

## 第 4 条 - 使用範囲

### 4.1 許可される使用範囲

- a. ライセンサーは、ソフトウェア、データおよびドキュメントを電子記憶装置にインストールし、格納することができる。

- b. ライセンシーは、保存目的で、ソフトウェア、データおよびドキュメントのコピーを一部作成できる。ライセンシーは、定期的にバックアップを取ることができる。
- c. ライセンシーは、任意の(i)マクロもしくはスクリプト言語、(ii)公開されたアプリケーションプログラミング インタフェース ( API ) または(iii)ソースコード ライブラリもしくはオブジェクトコードライブラリを使用して、ドキュメントに記述されているカスタマイズ範囲内でのみ、ソフトウェアをカスタマイズすることができる。
- d. ライセンシーは、デジタル形式で提供されるドキュメントを使用し、複写し、またはその派生物を作成し、且つその後、ライセンシーの社内での使用を目的として、カスタマイズしたドキュメントの複製、展示、および再配布を行うことができる。他のソフトウェアと併合されたデジタル形式で提供されるドキュメントの一部、および印刷またはデジタル化されたドキュメントは、本ライセンス契約の制約を受ける。ライセンシーは、Esri、およびそのライセンサーの占有権を承認する次の著作権帰属通知を含むものとする。「本ドキュメントの部分は、Esri、およびそのライセンサーの知的所有権を含み、ライセンスの下に本書の中で使用されている。著作権 © [ここに、ソースの実際の著作権登録日を記載する]Esri およびそのライセンサー。複製・転載を禁ず。」

## 4.2 許可されない使用

- a. 本契約に定められている場合を除き、ライセンシーは、ソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントの販売、賃貸、リース、サブライセンス、貸与、譲渡、または共用を行ってはならない。ライセンシーは、第三者にソフトウェア、データ、Web Services およびドキュメントへのアクセスを許可するサービス機関または商用のアプリケーションサービスプロバイダ ( ASP ) として機能しないものとする。ライセンシーは営利もしくは収益を得ることを目的として、直接もしくは間接的な方法で ( 広告やサイトまたはサービスへのアクセス料金を徴収するなど ) サイトまたはサービスのためのソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントを利用したり、サイトまたはサービスを運営してはならない。
- b. 本書に記載されている場合を除き、ライセンシーは、ソフトウェア、データ、Web Services の全部または一部を第三者に再配布してはならない。この中には、拡張機能、コンポーネントまたは DLL を含むがそれだけに限定されない。
- c. ライセンシーは、この制限があるにも関わらず適用法にてかかる行為が明示的に許可されている範囲を除き、ソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アSEMBルしてはならない。
- d. ライセンシーは、適用法によりこの制限が禁止されている場合を除き、ソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントへのアクセスまたは使用を制限する技術的措置を回避する試みを行ってはならない。
- e. 本書に記載されている場合を除き、ライセンシーは、ソフトウェアのアクティベーション番号、レジストレーション番号/オーソライゼーションファイル、開発者のライセンスファイルまたは Web Services へのアクセスコードを第三者に再配布してはならない。
- f. ライセンシーは、知的所有権法または他の適用法で譲渡あるいは交換が禁止されている場合、ソフトウェアまたは Web Services を利用して、素材の譲渡または交換を行ってはならない。

- g. ライセンシーは、ソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントに含まれているかまたは貼り付けられている Esri またはそのライセンサーの特許、商標または所有権の表示を、取り除いたり隠してはならない。
- h. ライセンシーは、個別使用を目的として、本ソフトウェアまたは本データの個々の部分または構成部分を切り離してはならない。
- i. 合理的な移行期間の後、ライセンシーは新バージョンに更新したソフトの旧バージョンのソフトウェアは使用しないものとする。ライセンシーはいずれの時点においても、Esri のファイルに設定した総ライセンス数を超えてソフトウェアライセンスを使用しないものとする。

## 第 5 条 - 契約期間、および契約解除

本ライセンス契約は、受諾された時点で発効する。本ライセンス契約、および本ライセンス契約の下に許諾されているライセンスの効力は、(i) ライセンシーがソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントの使用を停止することを書面により選択し、本ライセンスを解除するか、(ii) 期限付きライセンスが満了するか、または (iii) いずれかの当事者が本契約の義務について重大な違反を犯し、かかる違反について書面による通知から 10 日以内にかかる違反を是正しないために相手方当事者がライセンス契約を解除するまで継続するものとする。但し、是正が不可能な重大な違反については、契約は直ちに解除される。ライセンスが解除された時点で、ライセンシーは、(i) Web Services へのアクセス、および利用を中止し、Web Services のクライアント側のデータ キャッシュを消去するか、若しくは (ii) すべてのソフトウェア、データ、およびドキュメント、並びに任意形式のコピー全体または一部、変更部分またはマージされた部分を使用停止、アンインストール、削除、および破棄し、かかる行為の証明書に署名し、Esri もしくはその代理店に送付するものとする。

## 第 6 条 - 限定保証および免責

- 6.1 **限定保証** – 本第 6 条に規定されている以外、Esri は、受領してから 90 日間、(i) 修正を加えない本ソフトウェアは、公表されているドキュメントに実質的に準拠し、また(ii) ソフトウェア、データ、およびドキュメントが提供される媒体は、通常の使用や役務では、材料および仕上がりに欠陥がないことを保証する。
- 6.2 **データ、および Web Services に関する免責**– データ、および Web Services には、不適合、欠陥、過失または欠落が含まれている可能性がある。データ、および Web Services は、如何なる種類の保証も提供せず、現状で提供される。前段の一般性を制限することなく、Esri、およびそのライセンサーは、データ、および Web Services がライセンシーのニーズまたは期待に合うこと、データ、および Web Services の使用が途中で中断されないこと、または不適合箇所がすべて訂正可能であること、若しくは訂正されることを保証しない。Esri、およびそのライセンサーは、データまたは Web Services へ依存することを促してはならず、ライセンシーは、実際のデータまたは Web Services を必ず検証しなければならない。
- 6.3 **特別免責** – サンプル、ホットフィックス、パッチ、評価ソフトウェアおよびベータ版は、いかなる種類の保証もなしで「現状のまま」提供される。ライセンシーは、かかるサンプル、ホットフィックス、パッチ、評価ソフトウェア、およびベータ版の品質、および性能についてのすべてのリスクを負う。
- 6.4 **インターネット関連の免責** – 当事者は、インターネットは私的および公的ネットワークのネットワークであること、ならびに (i) インターネットは、安全なインフラストラクチャではなく、(ii) 当事者は、インターネットを支配する手段を一切持たず、(iii) いずれの当事者も、インターネットのいかなる部分の操作の

中断、または Web Services の操作を限定するかまたは禁止する可能性があるインターネットの規制に関する法律の理論に基づく損害賠償の責任を負わないことを、明確に認め、これに合意する。

- 6.5 一般免責** — 上記の明示的な限定的保証を除き、Esri は、商品性、特定目的に対する適合性、システム統合、および知的所有権についての非侵害に関わる保証や条件を含め、明示または暗黙を問わず、その他一切の保証を行わない。Esri は、ソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントがライセンシーのニーズを満たすこと、ライセンシーによるこれらの操作は中断されない、エラーがない、耐故障 (FAULT-TOLERANT) または二重安全措置付き (FAIL-SAFE) であること、若しくは不適合箇所がすべて訂正可能または訂正されることを保証しない、および権利を放棄する。ソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントは、生死、人体損傷または物理的財産/環境損壊につながる環境またはアプリケーションにて使用されることを目的としてデザイン、製造、もしくはそのような使用を意図していない。かかる使用は、ライセンシー自身のリスクと費用にて行われるものとする。
- 6.6 排他的救済** — 第 6 条に定める限定保証の違反に対するライセンシーの排他的救済および Esri の全責任は、Esri の単独の裁量により、(i) 欠陥のある媒体の交換、(ii) [www.esri.com/legal/maintenance.html](http://www.esri.com/legal/maintenance.html) に記載された Esri メンテナンスプログラムの対象となるソフトウェアの修理、修正もしくは回避、または (iii) Esri の限定保証を満たさないソフトウェアもしくはドキュメントに対して、ライセンシーが支払ったライセンス料の返還のいずれかに限定されるものとする。但し、ライセンシーは、ソフトウェアまたはドキュメントのすべてのコピーをアンインストール、削除および破棄し、かかる行為の証明書に署名し Esri または Esri の認定代理店に送付しなければならない。

## 第 7 条 - 責任の制限

- 7.1 特定の責任の免責** — Esri、およびそのライセンサーは、代替品もしくは代替サービスの調達費用、逸失利益、逸失販売もしくは事業経費、投資、仕事上の責務、信用の喪失、または本ライセンス契約若しくはソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントの使用に起因または関連して発生する間接的、特別的、偶発的または派生的損害について、ライセンシーに対して一切責任を負わない。その場合、理由を問わず、またどのような債務の理論においても、Esri またはそのライセンサーがかかる損害が生じる可能性について通知を受けていたか否かを問わない。これらの制限は、制限付き救済手段の本来の目的が達成されるか否かにかかわらず、適用されるものとする。
- 7.2 責任の一般制限** — 第 8 条「侵害の補償」に規定されている場合を除き、契約、不法行為(過失を含む)、厳格責任、保証違反、不実表示またはその他を含むがそれに限定されないあらゆる訴因に起因する、本契約に基づく Esri の累積的な責任は、本ライセンス契約に従って、ソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントに対してライセンシーが支払った金額を超えないものとする。
- 7.3 免責、及び制限の適用** — ライセンシーは、Esri が引き渡したソフトウェア、データ、Web Services もしくはドキュメント、またはその他の製品もしくはサービスをライセンシーが受託したか否かを問わず、本ライセンス契約に定められている責任の制限および免責が適用されることに同意する。当事者は、Esri が本契約に定められている免責および制限に依存して料金設定し、本契約を締結したこと、それらが当事者間のリスク配分を反映していること、並びにそれらが当事者間での交渉の重要な基盤を形成することに同意する。これらの制限は、制限付き救済手段の本来の目的が達成されるか否かにかかわらず、適用されるものとする。

## 第 8 条 - 侵害の補償

- 8.1 Esri は、ソフトウェアが、米国特許、著作権または商標を侵害していると申し立てる第三者による請求、訴訟または損害賠償請求によってライセンシーが被る可能性がある損失、賠償責任、費用、または合理的な弁護士料を含む経費用について、ライセンシーを防御し、それを補償し、その他損失を与えないものとする。その場合、次の条件を満たすものとする。
- ライセンシーは、かかる請求を書面により Esri に速やかに通知する。
  - ライセンシーは、侵害の申立を明確に記述する書類を提出する。
  - Esri は、請求の防御または解決に関連する訴訟の防御および交渉を行う権利を有する。
  - ライセンシーは、請求の防御に全面的に協力する。
- 8.2 ソフトウェアが米国特許、著作権または商標に違反することが判明した場合、Esri は、自己の費用にて(i)ライセンシーがソフトウェアの使用を継続する権利を取得するかまたは(ii)実質的に変わらないソフトウェアの機能若しくはデータ/情報内容を維持しながらソフトウェアが違反しているとされる要素を修正するかのどちらかを行うことができる。どちらの選択肢も商業的に合理的でない場合、権利を侵害している品目を Esri に返却し、ライセンスを解除し、ライセンシーは侵害している品目をアンインストールするものとする。それから第 8.1 項に従って、Esri の全法的責任はライセンシーに補償し、侵害している品目に対しライセンシーが支払ったライセンス料を最初の引渡日から 5 年間の定額減価償却ベースで比例配分し払い戻すものとする。
- 8.3 Esri は、ライセンシーを擁護する義務または(i)Esri から供給されたものでない製品、プロセスまたはシステムの組み合わせ又は統合、(ii)Esri 又は Esri に代わる請負業者以外の第三者による重大な変更、(iii)違反の可能性が通知された後の使用または(iv)第 8.2 項の下に Esri が修正を提供するか返品の指示後の使用によるソフトウェアの直接侵害または寄与侵害を申し立てる請求または要求に起因する経費、損害または弁護士費用の支払義務は一切ない。
- 8.4 如何なる場合も、本第 8 条に定める補償は、本契約の下に引渡すサンプル、ベータ版または評価ソフトウェアには該当しない。

上記は、第三者に帰属する知的所有権の権利侵害または権利侵害の申立に関する Esri の全責任についての記述である。

## 第 9 条 - 総則

- 9.1 **将来のアップデート** — 新規またはアップデートされたソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントは、そのソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントに含まれている、その時点で効力を持つ Esri のライセンス条件に準拠するものとする。
- 9.2 **輸出規制** — ライセンシーは、ソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントの全部またはその一部を下記の対象に対して輸出、再輸出または提供してはならないことを明確に認識し、これに同意する。(i) 米国が通商を禁止している国(または米国が通商を禁止している国の国民または住民)、(ii) 米国財務省の特別指定国民リストに掲載されている個人、(iii) 米国商務省の取引禁止対象リストの個人または事業体、未確認リスト、あるいは (iv) かかる輸出、または再輸出が、輸出ライセンスまたはライセンス免除、並びに適宜追加される修正条項および補足追加条項を含む米国の輸出管理法または規制に違反する個人または事業体。

- 9.3 税品および手数料、運送費** — ライセンシーに対して価格提示されるライセンス料においては、すべての税金または手数料が除かれる。かかる税金または手数料には、物品税、使用税、付加価値税(VAT)、関税または通関税、並びに輸送費および取扱手数料が含まれるがそれだけに限定されない。
- 9.4 暗黙の権利放棄** — 一方の当事者が本ライセンス契約のいずれかの条項を執行しなかったとしても、かかる条項の権利放棄、またはその後においてかかる条項若しくはその他の条項を執行する当該当事者の権利放棄とみなしてはならない。
- 9.5 分離** — 当事者は、本ライセンス契約のいずれかの条項が、理由を問わず執行不能と判断された場合、文言の意図内容を執行可能にするのに必要な範囲についてのみ、かかる条項が修正されることに同意する。
- 9.6 権利相続人、および譲受人** — ライセンシーは、Esri の書面による事前の承諾なしに、本契約に基づくライセンスの権利の譲渡、サブライセンス付与、移譲を行うかまたはその責任を委任してはならない。了解を得ずに行うかかる行為は、無効とする。本ライセンス契約は、本ライセンス契約の当事者の各権利相続人、および譲受人に対して拘束力を持つものとする。上記にかかわらず、政府との契約に基づいて、ソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントを入手する政府関係契約者は、政府の顧客が本ライセンス契約の条項に同意した場合、Esri に書面で通知を行った上で、本ライセンス契約に基づく自身の権利を政府の顧客に譲渡することができる。
- 9.7 契約条件の存続** — 本ライセンス契約書の第2条、5条、6条、7条、8条、および9条の条項は、本ライセンス契約の期間満了後または解除後も存続するものとする。
- 9.8 衡平法上の救済** — ライセンシーによる本ライセンス契約のいかなる違反も回復困難な損害をもたらすこと、およびかかる違反が発生した場合、法律に従ったすべての救済措置に加えて、Esri が、救済の条件として保証金の供託または損害の保証もしくは証明を義務付けられることなく、管轄権を有する裁判所において差止、特定履行または衡平法上の救済措置を請求する権利を持つことにライセンシーは同意する。
- 9.9 ライセンシーが政府機関の場合** — ソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントは、商用コンピュータ ソフトウェア、商用データ、商用コンピュータ ソフトウェア ドキュメント、および商用 Web Services である。本ライセンス契約書には、かかる品目の Esri の商用ライセンスに関する条項が記載されている。本ライセンス契約における商用ライセンスに関する権利は、ライセンシーによるソフトウェア、データ、Web Services およびドキュメントの使用、複製または開示を厳密に規定している。ライセンスに関するその他の一切の条項は、Esri およびライセンシーが書面で明示的に合意しない限り、適用されないものとする。Esri ソフトウェアのソースコードは非公開であり、ソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメントに対するすべての権利は保持されている。裁判所、仲裁人または審議会が、公的調達に関連する適用法に基づいて、ライセンシーがソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメントのいずれかの部分に対してさらに広い権利を有すると判断した場合、かかる権利の拡大は影響を受ける部分のみに適用されるものとする。
- 9.10 準拠法、仲裁**
- a. *アメリカ合衆国、領域、および周辺地域のライセンシー* 本ライセンス契約は、米国連邦法が知的所有権に関する事柄を統治している以外、抵触法の原則を考慮することなく、カリフォルニア州法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。第9.7項に規定されている場合を除き、本ライセンス契約またはそ

の違反に起因または関連して発生し、協議により解決することができない紛争は、米国仲裁協会の商事仲裁規則に従って最終的に解決するものとする。仲裁人によって下された仲裁判断は、管轄権を有する裁判所で執行判決を得ることができる。ライセンシーが米国政府機関の場合、本ライセンス契約は、本条項の仲裁規定の代わりに、修正も含めた 1978 年契約紛争法 ( Contract Disputes Act ) ( 41 U.S.C. 601–613) に従うものとする。本ライセンス契約は、国際動産売買契約に関する国際連合条約に準拠しないものとし、その適用を明示的に除外する。

- b. **その他のすべてのライセンシー** — 第 9.7 項に規定されている場合を除き、本ライセンス契約またはその違反に起因または関連して発生し、協議により解決することができない紛争は、国際商工会議所の仲裁規則に基づいて、かかる規則に従って指名された 1 名の仲裁人によって最終的に解決するものとする。仲裁の言語は英語とする。仲裁は、当事者が合意した場所で行うものとする。本ライセンス契約は、国際動産売買契約に関する国際連合条約に準拠しないものとし、その適用を明示的に除外する。一方の当事者は、他方当事者の要請があった場合、紛争の重要点に関連する書類または証人を提供するものとする。

**9.11 メンテナンス** 対象となるソフトウェアまたはデータのメンテナンスは、アップデート版や Esri またはその代理店の最新のソフトウェアメンテナンス方針に明記するテクニカルサポートの利用といったその他の利点からなる。

**9.12 特許** — ライセンシーは、いずれかの Esri テクノロジーやサービスに基づいた、若しくは組み込んだ特許または類似の権利を世界中で求めてはならず、その他如何なるユーザーが求めることを許可してもならない。特許に関するこの明示的禁止は Esri テクノロジーやサービス、若しくはその一部が特許出願や類似申請での請求項や本発明を実施するに際して最適な態様の一部となる場合を除いたライセンシーのソフトウェアやテクノロジーには適用されない。

**9.13 完全合意** — 付属書 1 を含む本ライセンス契約は、本書に定める主題に関する当事者間の唯一、且つ完全な合意を構成し、かかる主題に関連して本ライセンス契約締結前に両当事者間で交わされた一切の合意、了解、および取り決めに優先する。発注書またはその他の文書に記載された追加または異なる条件は Esri を拘束しないものとする。本契約の修正または変更は如何なるものも書面によるものとし、それぞれの当事者が署名しなければならない。

下記の各 Esri ソフトウェア、データ、Web Services、以下の文書の使用範囲は、括弧内の脚注に示されている。

### Software (ソフトウェア)

- ArcExplorer—Java および Windows Editions (20、25)
- ArcGIS API for iOS (1、16、25、33)
- ArcGIS Desktop
  - ArcInfo (1 または 2 および 25、26、33、44、45)
  - ArcEditor (either 1 または 2 および 25、26、33、44、45)
  - ArcView (1 または 2 および 25、33、44、45)
- ArcGIS Desktop エクステンション (7)
- ArcGIS Engine Developer Kit および Extension (1、14、15、22、25、26、43)
- ArcGIS Engine Runtime および Extension (1 または 2 および 15、22、25、26、33)
- ArcGIS Explorer (20、25、33)
- ArcGIS for AutoCAD (1、20、25)
- ArcGIS for iOS (1、25、33)
- ArcGIS Mobile Deployments (1、15、16、25、33、54)
- ArcGIS Server
  - Workgroup (3 または 5 および 8、9、25、28、29、30、32、33、38、39、40、45、期間限定ライセンスの場合は 6 も適用)
  - Enterprise (3、4、または 5 および 8、9、25、27、31、33、38、39、40、45、期間限定ライセンスの場合は 6 も適用)
  - Cloud Bundle (6、33)
- ArcGIS Server Extensions
  - ArcGIS Server Geoportal Extension (3、4 または 5 および 7、52)
  - ArcGIS Server Image Extension (7、8、42)
  - ArcGIS Server Image Extension Service Editor (1)
  - Other Extensions (7)
- ArcGIS Web Mapping (including SharePoint, JavaScript™, Adobe® Flex™, Microsoft® Silverlight™/WPF™, SOAP, and REST) (6、33、35、53)
- ArcIMS
  - ArcIMS and Extensions (3、4 または 5 および 8、10、31、45)
- ArcLogistics
  - Desktop (1 または 2 および 25)
  - Using ArcGIS Online (6、20、25、34、35、46)
- Using ArcGIS Server (6、20、25、34、35、46)
- Navigator (1、46)
- ArcPad (1、12、13、25、33)
- ArcReader (20、25、33、45)
- ArcView 3.x および Extension (1、7、17)
- Esri Aeronautical Solution (1 または 2)
- Esri Business Analyst (1 または 2 および 25、33、45、48)
- Esri Business Analyst Server
  - Workgroup (3、4 または 5 および 8、9、21、25、28、29、31、33、39、40、45、48)
  - Enterprise (3、4 または 5 および 8、9、21、25、27、31、33、39、40、45、48)
- Esri Business Analyst Server Developer (3、6、25、33、35、51)
- Esri Defense Mapping (1 または 2)
- Esri Developer Network (EDN) Software, Web Services および Data (6、7、24、25、26、33、34、35)
- Esri Nautical Solution (1 または 2)
- Esri Production Mapping (1 または 2)
- Geoportal Clients for ArcGIS (7、20 および 52)
- MapIt (11、25、31、33、35、49、and 50)
- MapObjects—Java Edition (1、5、8、15、18、19)
- MapObjects LT (1、14、and 16)
- MapObjects—Windows Edition (1、14、15、16、18)
- MOLE (1)
- NetEngine Internet (5)
- Tracking Server (4 または 5 および 31)

### Web Services

- ArcGIS Online Services (6、25、33、34、35)

### Data (データ)

- ArcGIS Data Appliance (6、23、25、41)
- Esri Address Coder (1、2 または 5 および 21、22、25、48)
- Esri Data & Maps (1、2、3、4 または 5 および 23、37)
- Esri Data (1、2 または 5 および 25、48)
  - Demographic, Consumer Spending, Market Potential, Retail MarketPlace, Business, Traffic, Shopping Center, Cable Boundaries, Banking および Crime
- Sourcebook•America (1 および 21)
- StreetMap Premium (1、2、4 または 5 および 6、25)
- Tapestry Segmentation (1、2 または 5 および 21、48)

1. 「単独使用ライセンス」。ライセンシーは、認定エンドユーザー1名に対し、本ソフトウェアがインストールされているマシンで、ソフトウェア、データ、およびドキュメンテーションが使用できるように、かかるソフトウェア、データ、およびドキュメンテーションを1台のマシンにインストールし、使用することを許可することができる。但し、リモートアクセスは許可されない。ライセンシーは、認定エンドユーザー1名に対して、ソフトウェア、データ、およびドキュメンテーションのコピーが一度に1部のみ使用される場合に限りに、エンドユーザーのみがポータブルコンピュータで使用する2つめのコピー作成を許可することができる。その他のエンドユーザーはその他如何なる目的のためにも同一ライセンスでソフトウェア、データ、およびドキュメンテーションを使用してはならない。
2. 「同時使用ライセンス」。ライセンシーは、ネットワーク上の複数のマシンにソフトウェア、データ、およびドキュメンテーションをインストールして使用することができる。但し、同時に使用するユーザーの数は、ライセンスの取得数を超えてはならない。その他のエンドユーザーはその他如何なる目的のためにも同一ライセンスでソフトウェア、データ、およびドキュメンテーションを使用してはならない。
3. 「開発サーバーライセンス」。ライセンシーは、ドキュメンテーションに説明されているように、サーバー上ソフトウェアのインタフェースとして機能させるか、またはサーバー上のソフトウェアを利用するアプリケーションの設計・構築を行うために、1台のマシンにソフトウェアをインストールして使用することができる。
4. 「ステージングサーバーライセンス」。 「開発者サーバーライセンス権」に加え、ライセンシーは次の目的のためにソフトウェアをインストールし使用することができる。ユーザー承認試験、性能試験、他の第三者作製のソフトウェアの負荷試験、新規商用データ更新のステージングおよび研修活動。
5. 「デプロイメントサーバーライセンス」。 「ステージングサーバーライセンス権」に加え、ライセンシーは、同一マシンまたは他のマシンの複数ユーザーに対してサービスを提供するためにソフトウェアをインストールし使用することができる。
6. 「期間限定ライセンス」。ライセンスは加入もしくはトランザクションベースで限定期間中の使用に提供される。
7. ソフトウェアプログラムの機能拡張は、対応するソフトウェアプログラムに対して許可される使用範囲に準拠する。
8. ソフトウェアの管理ツールにより、複製を作成しライセンシーの組織全体に再配布することができる。
9. ユーザーが開発した ArcGIS Server 管理ツールは、ライセンシーの組織全体にわたって複製を作成できるが、ArcCatalog アプリケーション (ArcGIS Desktop に含まれている) の複製は作成できない。
10. ArcIMS のライセンスには、MapObjects (Internet または intranet 上の Windows 対応アプリケーション) をデプロイする権利が含まれている。ライセンシーは、MapObjects (Java Edition developer kit) のライセンスを取得せずに、ArcIMS Java Archive (JAR) ファイルを使用して、クライアント/サーバー ソリューションを開発してはならない。
11. ライセンシーは同一もしくはその他のコンピュータで複数のユーザーにサービスを提供するためにソフトウェアをインストールし、使用してもよい。ソフトウェアはサーバーごとのライセンスである。ライセンス許諾サーバーとはライセンシーが空間データサービスをインストールするサーバーである。
12. ソフトウェアは ArcLogistics と併用し、ナビゲーション目的での使用のみにライセンスされている。
13. 「二重用途ライセンス」とは、ソフトウェアを1台のデスクトップコンピュータにインストールし、一度にソフトウェアを使用する人数が1名の場合に限りに、携帯端末 (PDA) またはハンドヘルドモバイルコンピュータと同時に使用することを許可するライセンスである。
14. 開発者は、デプロイした MapObjects アプリケーションに、次の著作権の属性に関する情報を表示しなければならない。「このコンピュータ プログラムの一部は LizardTech, Inc.により所有されています。Copyright © 1995-2002 LizardTech, Inc.および/またはカリフォルニア大学。無断複写・転載を禁ず。米国特許権番号 5,710,835」
15. デスクトップ アプリケーションまたは Internet アプリケーションを対象としたデプロイメント ライセンスは、追加ライセンス料の支払いが必要になる場合がある。
16. ライセンシーは、アプリケーションをそのサブライセンシーに引き渡すことができる。但し、その場合、ライセンシーが、Esri のライセンス契約と同一の範囲で、ソフトウェア、データ、Web Services、およびドキュメンテーションについての Esri の権利を保護する書面によるサブライセンス契約を用いることが条件となる。かかる範囲には、次の条件が含まれるが、それに限定されるものではない。

- a. サブライセンシーは、適用法で認められている範囲を除き、Esri のソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメンテーションをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルしてはならないし、商業用途の複製、移転または使用許諾に基づく権利の譲渡も禁止されている。
  - b. サブライセンシーは、Esri のソフトウェア、データ、Web Services またはドキュメンテーションの全部またはその一部を使用したり、ライセンシーの実行可能なアプリケーションから切り離したりしてはならない。並びに
  - c. 第三者に依存するコンポーネントまたは第三者必須のコンポーネントは、所有者または作成者が許可した場合、再配布できる。
17. ライセンシーは、Business Objects Crystal Reports ソフトウェアを、すでに取得済みで、かつ Crystal Reports ライセンス契約を締結している ArcView 3.x ソフトウェア（メディアの形で提供されている）と組み合わせた場合にのみ使用することができる。ライセンシーは、レポート要求のキャッシングまたはキューイングにソフトウェア プログラムまたはシステムを使用してはならない。
  18. デプロイメント ライセンスは、マシン 1 台、アプリケーション 1 つにつき 1 つである。
  19. Java 版の MapObjects には、Java Archive ファイルが含まれているが、これは、Internet を介して使用するファイルが Esri 認定ファイルであることを示すものである。ライセンシーは、変更が加えられた MapObjects Java Archive ファイルで、Esri 認証を使用したり、Esri を信頼できるコンテンツのソースとして参照したりしてはならない。ライセンシーは、変更が加えられていない Java クラスの Esri 認定ライブラリをライセンシーのアプリケーションの不可欠な部分としてデプロイできる。
  20. ライセンシーは、以下のすべての条件を満たした場合、ソフトウェアを複製しデプロイできる。(a) ソフトウェアは全体として複製し、デプロイする、(b) ソフトウェアの各コピーに Esri ライセンス契約と同一の範囲でソフトウェアを保護するライセンス契約を添付し、かつ受益者は、かかるライセンス契約の条項によって拘束されることに同意する、(c) 著作権、および商標の特性/表示が複製される、(d) ソフトウェアの使用に帰属する手数料または費用が一切発生しない。
  21. ライセンシーは、Tapestry Segmentation システムに説明されているように、いかなる個人に対しても重要な権利（クレジットの延長など）を単にその居住地を理由として保留してはならない。
  22. (a) ArcGIS Engine Runtime のライセンスは、Internet、並びにサーバーの開発、およびデプロイメントに使用してはならない。(b) 1 台のマシン上で ArcGIS Engine アプリケーションを実行する権利を取得するためには、エンド ユーザーは、ArcGIS Engine Runtime ソフトウェアまたはその他の ArcGIS Desktop ソフトウェア（ArcView、ArcEditor または ArcInfo）のどれか一つのライセンスを取得しなければならない。(c) ArcGIS Engine アプリケーションを実行する場合、ArcGIS Engine Runtime エクステンションを ArcGIS Desktop ソフトウェアと組み合わせて使用してはならない。単独使用のユーザーは、当該エンドユーザーのみが使用するマシン 1 台に複数のアプリケーションをインストールすることができる。
  23. ライセンシーは、<http://www.esri.com/legal/>に掲載されている Redistribution Rights Matrix、ヘルプ システムまたはサポートするメタデータ ファイルの説明に従って、本データを再配布することができる。但し、アクセスするデータベースに対する特定の属性説明および要件次第とする。
  24. EDN ソフトウェア、Web Services およびデータは、プロトタイプ アプリケーションの調査、開発、試験、立証のみを目的として、1 名の指定された開発者が一件の加入の申し込みすることでのみ使用できる。EDN サーバーソフトウェアおよびデータは、指定されたすべての EDN 開発者が使用する目的で複数のマシンにインストールしてもよい。
  25. 包含されている第三者が所有するデータの使用は、特定データの<http://www.esri.com/legal/>に掲載されている Use of Data Restrictions（データ使用制限）を条件とする。Esri は、Use of Data Restrictions を適宜修正することができる。ライセンシーは、変更を受諾できない場合、Esri に書面で通知した上で定期購読（サブスクリプション）を取り消すか、データまたは Web Services の使用を停止するなど該当する行為を取ることができる。ライセンシーがデータまたは Web Services の使用を継続する場合、ライセンシーはかかる変更を受諾したものとみなされる。
  26. ArcSDE Personal 版ジオデータベースのライセンシーデータ容量は、最大 10GB に制限される。
  27. ArcGIS Server Web ADF Runtime ソフトウェアは、ライセンシーの ArcGIS Server Enterprise 構成と切り離してデプロイしてはならない。

28. ArcGIS Server以外のアプリケーションの同時使用はエンドユーザー10名に制限される。この制約事項には、ArcGIS Desktop Software、ArcGIS Engine Software、およびArcGIS Serverジオデータベースに直接接続する第三者作製アプリケーションの使用が含まれる。ウェブアプリケーションからの接続数には制限はない。
29. ソフトウェアはSQL Server 2005/2008 Expressでのみ使用可。
30. 使用は、最大10GBのライセンスデータ容量に制限される。
31. フェイルオーバー操作を行うための冗長ソフトウェアはインストールできるが、プライマリ サイトが非稼働状態の間のみ稼働することができる。システム メンテナンス時およびデータベース更新時を除き、冗長ソフトウェアインストールは、プライマリ サイトまたは他の冗長サイトが稼働している間、非稼働状態を維持するものとする。
32. 冗長ソフトウェアはインストール不可。
33. ライセンスのCloud Bundle、ArcGIS Online ServicesまたはMicrosoft Bing Mapsへのアクセスおよび使用は、ライセンスがEsriウェブサイトの諸条件および <http://www.esri.com/legal/> に記載されているCloud Bundle、ArcGIS Online ServicesまたはMicrosoft Bing Maps特定の利用規約に合意することを条件とする。
34. ライセンスの組織は、オンライン製品情報に説明されているように、指定されたクレジット数、および取引、地域、またはユーザー数に制限される。
35. ライセンス許諾されたエンドユーザーは、ArcGIS Online Servicesにより取得したクライアント側のデータ キャッシュを他の許諾エンドユーザーまたは第三者と共有してはならない。
36. 保留。
37. StreetMap USA で提供されるデータは、マッピング（地図表示）、ジオコーディング（位置情報参照）、ルーティング（経路選択）の目的にのみ使用でき、動的なルーティング（動的な経路選択）についての使用は許可されていない。例えば、時期操作についてユーザーに警告を与えるため（カーブについての警告など）や、カーブを見落とした場合の代替経路の算出などに、StreetMap USA を使用してはならない。
38. ArcGIS Server Standard (Workgroup もしくは Enterprise) に含まれている ArcGIS Server 3 D エクステンションは、グローブ データ キャッシュを作成する場合、または ArcGIS Globe Service としてグローブ ドキュメンテーションをパブリッシュする場合のみに使用できる。ArcGIS Server Standard では、ArcGIS Server 3D エクステンションソフトウェアを他の用途で使用してはならない。
39. ArcGIS Server に含まれている編集機能は、ArcGIS Server Basic (Workgroup または Enterprise) での使用のために許可されていない。
40. ArcGIS Server (Workgroup または Enterprise) で提供される Geospatial Enterprise JavaBeans (EJB) は、ArcGIS Server Advanced での使用についてのみ許可される。
41. ライセンスは1つの州からのデータを ArcGIS Data Appliance の Single State 版でのみ使用することができる。この制限は USA Collection に含まれる縮小率が大きな（縮小率が 1:100,000 以下）地図、トランスポートレーション層、境界線、プレイス層、1メートル以上の解像度の画像が対象となる。この制限は World Collection で提供される縮小率が小さな（縮小率が 1:100,000 以上）世界規模および地域規模で表示される地図は対象とならない。
42. ライセンスは、ライセンス許諾された ArcGIS Server Image エクステンションの4つのコアにつき、ArcGIS Server Image エクステンション Service Definition Editor 用の1デスクトップに対するデプロイメントの権利を有している。
43. ライセンスは、1台のマシン上で無限のアプリケーションを開発し、ArcGIS Engine Runtime ソフトウェアの有無に関わらずこれをエンドユーザーのアプリケーションに引き渡すことができる。
44. ライセンスが同時使用ライセンスマネージメント・ソフトウェアのインスタンスを稼働する如何なる OS 環境に対しても、ライセンスは、暫定的なフェイルオーバーのサポート用として別の OS 環境で、同時使用ライセンスマネージメント・ソフトウェアのフェイルオーバーインスタンスを同数稼働することができる。
45. Esri Business Analyst、および Esri Business Analyst Server でライセンスされているデータは、個々の Business Analyst エクステンションとの併用に限定されている。
46. ライセンスは、危険もしくは違法と思われる経路提示には従うべきではない。ライセンスはナビゲーションソフトウェアを使用する際のリスクをすべて負うものである。
47. 保留。
48. ライセンスはソフトウェアで作成したレポートや地図、ハードコピーもしくは読み取り専用フォーマットのデータを子会社や顧客向けのプレゼンテーションパッケージやマーケティング資料に含めてもよい。Esri

レポートおよび地図の総容量はライセンシーのプレゼンテーションパッケージやマーケティング資料の20%以下でなければならない。ソフトウェアやデータから作成し、プレゼンテーションパッケージやマーケティング資料の一部でない完全で独立したレポートや地図はEsriの書面による事前許可なく転売、サブライセンス、その他の譲渡を行ってはならない。ライセンシーの第三者顧客はライセンスによって作成されたレポートや地図のみを受領し、ライセンシーから受け取った地図やレポートは社内目的のみに利用できるものとする。どのような場合にもライセンシーは電子フォーマットでデータを配布しないものとする。

49. Esri MapIt Silverlight Web もしくは WPF アプリケーションはライセンシーの MapIt デプロイメント構成と切り離してデプロイしてはならない。
50. ライセンシーは Esri MapIt サーバーライセンスにつき Spatial Data Assistant 用に 1 つのデスクトップデプロイメントの権利を有している。
51. Esri Business Analyst Server Developer およびデータは、プロトタイプ アプリケーションの調査、開発、試験、デモンストレーションのみを目的として、各ライセンスにつき 1 台のサーバーにのみインストールすることができる。
52. ソースコードは Esri の知的財産である。ライセンシーは README ファイルや<http://www.esri.com/legal/>で「ソフトウェア」と特定されたソースコードファイルをライセンシーの企業秘密として扱い、使用は社内に限定し、それ以上の再配布やライセンスのない第三者にアクセスさせないようにする。ライセンシーはソフトウェア、ドキュメンテーション、データ、もしくはソースコードを変更して、オープンソースライセンスもしくは Free Software Foundation の GNU General Public License (GPL)、もしくは、GPL に準拠したライセンス (Artistic License (Perl など)、 Mozilla Public License、 Netscape Public License、 Sun Community もしくは Industry Standards License のようにユーザーが専有ソースコードを第三者に要求された場合に利用できるように義務付けられる可能性のあるものによってライセンス許諾もしくは配布されたコード、ライブラリ、データを組込み、埋込み、リンク、あるいはその他の方法で含むことはできないものとする。
53. デプロイメント ライセンス オプションは以下の通りである。
  - a. Webアプリケーション用のライセンスは主要登録固有ドメインIDごとのものである。ドメインとはドメイン名登録業者に登録したインターネットドメイン名のことである。たとえば、example.com という例で、example.com は登録固有ドメインID である。同様に、example.com.xx では xx が登録国コードで、example.com.xx が登録固有ドメインID である。
  - b. デスクトップアプリケーションまたは SharePoint 用ライセンスは組織ごとのものである。このライセンスの目的では、組織は (上記の) 主要登録一意ドメイン識別子と同等のものである。たとえば、デスクトップアプリケーションは主要登録一意ドメイン識別子のある組織のいかなる社員でも利用できる。組織内で構築し、デプロイできるアプリケーション数に制限はない。
54. ArcGIS Mobile は ArcGIS Server Advanced (Enterprise もしくは Workgroup) および ArcGIS Desktop (ArcInfo、ArcEditor、ArcView、および ArcGIS Engine アプリケーション) との併用でライセンスされている。